

子どものいのちと権利を守るために



港区子ども家庭総合支援センター外観

子どもと家庭に寄り添い支えるあたたかなまちをめざして

ごあいさつ

区は、「港区子ども家庭総合支援センター」を令和3年4月1日に開設いたしました。この施設は、親子が気軽に立ち寄れる子育ての拠点である港区立子ども家庭支援センター、専門職による児童の診断とその家庭への援助を行う専門相談機関である港区児童相談所、母子が入所し自立を支援するための港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさいの複合施設です。

これら3施設を複合施設とすることで、増加する児童虐待などの子どもの相談に迅速にワンストップで対応するとともに、各施設の持つ機能と専門性を活用し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、地域ぐるみで切れ目なく、子どもと家庭への丁寧な支援を行ってまいります。

区は、令和3年4月の児童福祉法施行令の改正により、特別区で4番目、政令指定都市を除き、全国で7カ所目の児童相談所設置市となりました。児童相談所設置市として、保育園、児童福祉施設の認可、指導や児童福祉審議会の設置、里親の認定など、これまで東京都が行っていた16の事務を区が新たに実施してまいります。区に児童相談所を開設することにより、児童虐待、非行、DVなどの子どもと家庭の問題に、発生予防から調査、保護、措置、自立支援まで切れ目なく対応してまいります。

港区には、民生委員・児童委員をはじめ、学校、保育園、医療機関、警察など、地域全体で子どもの成長を見守る強いつながりがあります。加えて、地域や家庭の中で、子どもに寄り添い、

悩みや不安の解消を手助けする有償ボランティアを募集したところ、学生からシニアまで、多くの申込みがありました。区は、「港区子ども家庭総合支援センター」を中心に、地域の人材や多様な活動主体との連携の輪を生かしながら、一人ひとりの子どもの命と権利を守り、家庭を支えることで、安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。



港区長 武井雅昭

児童相談所の問い合わせ一覧

内容	電話番号・ファックス番号	受付時間
子ども・養育者からの相談(養育、非行、障害、保健等)	☎5962-6500 FAX5962-6509	午前8時30分～午後6時 (土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)
里親相談ダイヤル	☎5962-6505	午前8時30分～午後6時 (土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)
児童虐待かな...? と思ったら	港区児童虐待相談ダイヤル ☎0120-483-710 (フリーダイヤル) 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(フリーダイヤル)	24時間365日

子ども家庭支援センターの問い合わせ一覧

内容	電話番号	受付時間
港区子ども家庭相談ダイヤル	5962-7215	午前8時30分～午後6時 ※土曜は午後5時まで (日曜、祝日・12月29日～1月3日を除く)
親子ふれあいひろば・地域交流室(カフェ)	5962-7206	親子ふれあいひろば 午前9時～午後5時(12月31日～1月3日を除く) 地域交流室 午前11時～午後5時 (土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)
子育てコーディネーター室	5962-7203	午前10時～午後5時(日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)
保健師・心理士の専門相談	5962-7202	保健師相談 火・木・土曜 午前9時～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く) 心理士相談 月～土曜 午前9時～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
その他のお問い合わせ	5962-7201	午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)

子ども家庭支援センター

4月1日に、子ども家庭総合支援センター(南青山5丁目)へ移転しました

全ての子どもと家庭を総合的に支援するための拠点

子ども家庭支援センターには「子ども・子育て支援サービスの提供」と「子どもと家庭の総合相談」の2つの機能があります。

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、ひとり親家庭の支援、配偶者等からの暴力(DV)や離婚等の家庭相談を実施し、子どもと家庭の状況に応じた総合的な支援を行います。



子ども・子育て支援サービス

●親子ふれあいひろばの運営

親子ふれあいひろばは、たくさんの子育てをする仲間に出会えるスペースで、おおむね4歳までのお子さんとその保護者様がご利用いただけます。※現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、時間や人数等の一部利用を制限して実施しています。

●子ども・子育て支援事業

- 産前産後家事・育児支援事業
妊娠中や出産直後のご家庭に対し、家事および育児支援を行います。
- 乳幼児一時預かり事業
保護者のリフレッシュ等理由を問わず、一時的にお子さんをお預かりします。
- 乳幼児ショートステイ事業
保護者が仕事や出産等で育児ができないときに、宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。
- 出産・子育て応援メール事業
妊婦や保護者に役立つ子育て情報をお届けします。

●ひとり親家庭等の支援事業

ひとり親家庭ホームヘルプサービス、東京都母子及び父子福祉資金貸付事業等、ひとり親家庭、DV被害者等さまざまな事情を抱える家庭を対象とした支援事業を行います。

●子育て支援のネットワークづくり

子育てグループやNPO等の団体・企業等さまざまな主体と協働した取り組みを実施し、子育て支援のネットワークづくりの充実を図ります。また、子育て支援員の育成等、地域で子育てを応援する人材の育成を行います。

●地域との協働の取り組み

地域と協力して交流イベントや児童虐待防止啓発活動等を行います。また、子ども家庭支援センターの地域交流室にカフェを設置し、子育て当事者、子育て支援に関わる人や地域のひととの交流を図ります。

子どもと家庭の総合相談

●相談員による相談

- 港区子ども家庭相談ダイヤル☎5962-7215
18歳未満の子どもや子育てに関する相談「夜泣きがひどい」、「育児が大変」、「子どもがかわいいと思えない」、「知り合いが少ない」等、どんなことでも気軽にご相談ください。
- 家庭相談(配偶者暴力相談支援センター)
現在、区役所で行っている家庭相談の機能を統合します。配偶者等からの暴力、離婚問題、ひとり親に関する事等、家庭に関わる相談にも対応します。

●保健師、心理士による専門相談(☎5962-7202)

「子どもが泣きやまない」、「食べなくて困っている」、「言葉が遅い」等、さまざまな心配事に保健師や心理士が対応します。

●子育てコーディネーター室(☎5962-7203)

「時間がなくて子育て情報が調べられない」、「とにかくまず話を聞いてほしい」等、子育てコーディネーターが話を伺い、ご家庭の状況に応じた子育て支援情報を提供します。必要に応じて、適切な専門機関や行政サービスにつなぎます。

●相談ねっと

携帯電話やスマートフォン、パソコンを使って、区内に住む18歳未満の子どもなら誰でも、悩みや心配事等を相談できる「みなと子ども相談ねっと」、区内に住む18歳未満の子どもの保護者と妊婦なら誰でも悩みや心配事等を相談できる「港区おとなの子育て相談ねっと」で、24時間相談を受け付けます。

みなと子ども相談ねっと
<https://minato.kodomosoudan.net>



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、みなと子ども相談ねっとの登録画面に接続できます。

港区おとなの子育て相談ねっと
<https://kosodate.minato.kodomosoudan.net>



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区おとなの子育て相談ねっとの登録画面に接続できます。

問い合わせ
港区子ども家庭相談ダイヤル ☎5962-7215

母子生活支援施設

メゾン・ド・あじさい

新規設置

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に基づき、さまざまな事情から養育が困難となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。



母子は、家庭的な雰囲気の中で、施設職員の支援を受けます。

母親への支援

- 母親が心と体と生活を安定するための支援を行います。
- 育児や健康、生活上の困り事の相談支援
- 仕事探しや仕事を続けていくための相談支援
- 離婚の手続きや将来設計の相談支援等

子どもへの支援

- 施設から地域の学校等へ通う子どもが健やかに成長するための支援を行います。
- 乳幼児の一時保育
- 学習、進学、悩み事の相談支援
- 子ども会、レクリエーション等の活動の機会の提供
- サークル活動や習い事の機会の提供等

問い合わせ
港区子ども家庭相談ダイヤル ☎5962-7215

担当課 子ども家庭支援センター家庭相談担当

児童相談所とは

児童相談所は児童福祉法第12条に基づき、児童に関する専門相談に対応するための行政機関です。子どもの権利を擁護することを基本に、支援を行います。

児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、一時保護所職員(保育士、児童指導員)、看護師等の専門家を配置しています。連携して援助し問題を解決していくために、子どもや家族と一緒に考えていきます。

里親として子どもを応援してください

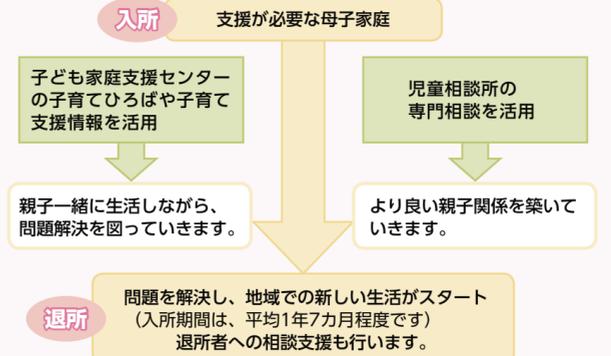
親の病気や死亡、虐待等さまざまな理由により、実の親と一緒に暮らせない子どもたちがいます。里親は、そうした子どもを迎え入れ、あたたかな家庭の中で養育していただく制度です。児童相談所では、養育についての研修の実施や、いつでも相談ができる体制を作り、里親の皆さんを支えています。迎える子どもの年齢は0~18歳で、養育期間は、数日間、数週間の一時的な養育から数年にわたる長期間まで、子どもの状況と里親側の条件によりさまざまな場合があります。全ての子どもに家庭のぬくもりを感じてもらうために、あなたも里親になりませんか。

また、児童相談所では、養子縁組または特別養子縁組によって法的に親子になることを希望する人の相談と支援も行っています。

問い合わせ 里親相談ダイヤル ☎5962-6505

支援内容

新しい生活に向けて



相談の種類

- 養護相談
 - 家庭環境に関する相談
 - 児童虐待に関する事
- 障害相談
 - 障害や発達に関する相談
 - 愛の手帳の判定、診断
- 育成相談
 - 不登校、いじめ、家庭内暴力等の相談
 - しつけや子どもの行動に関する相談
- 非行相談
 - 家出、盗み、暴力等に関する相談
- 保健相談
 - 児童の疾患、事故・けが等の健康管理に関する相談
- 里親の相談
 - 里親になりたい、里親に子どもを預けたい等
 - 里親(養育家庭)に関する相談
 - 養子縁組、特別養子縁組に関する相談
- その他
 - 子どもに関する事

一時保護

児童福祉法第33条の規定に基づき、児童相談所は必要に応じて一時保護を行います。一時保護では、子どもの心身の状況や置かれている環境その他の状況を把握し、適切な援助を判断します。

家庭的な温かい環境

港区の一時保護所の定員は12人です。学習室、食堂、リビング、体育館を整備し、居室、トイレ、浴室は個別に使用でき、家庭的で安心できる温かな環境を提供します。

権利を守る

一時保護所では、子どもの権利を守るため、児童の意見を代弁する第三者(アドボケイト)を配置します。また、一人一人に合った学習を支援する等、学ぶ権利を保障します。さらに、第三者評価の実施により、客観的な視点を取り入れます。

問い合わせ 児童相談課保護係 ☎5962-6500

愛の手帳について

18歳未満の人の愛の手帳の判定機関が、区の児童相談所になります。初めて愛の手帳を申請するときや、年齢および程度変更のための再判定等については、港区児童相談所へお問い合わせください。

問い合わせ 児童相談課児童心理係 ☎5962-6500



子どもの権利を守る

～子どもの権利条約とは～

「子どもの権利条約」は平成元(1989)年の第44回国連総会において採択され、日本も平成5(1994)年にこの条約を批准しました。子どもの権利条約は、子ども(18歳未満)は大人と同じく、一人の人間として権利を持つ主体と位置付けられています。子どもの権利条約は54条で構成され、国連子どもの権利委員会が定めた4つの一般原則が特に大切な権利とされています。



1 生きる権利

- 全ての子どもの命が守られること
- 病気やけがをしたら治療を受けられること

2 育つ権利

- 多様性を認め差別しないこと
- 持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

3 守られる権利

- 「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えること
- 暴力や搾取、有害な労働等から守られること

4 参加する権利

- 自分に関係のある事柄では自由に意見を表現すること、子どもの自由な活動を行うことができること、大人は意見を十分に考慮すること

問い合わせ

児童相談課児童福祉係 ☎5962-6500
港区子ども家庭相談ダイヤル ☎5962-7215

生まれる前から子どもたちが 自立するまで、10年、20年と寄り添う 安心子育て・ 子育てのネットワーク

地域のさまざまな施設、機関が連携協力して、力を寄せ合い、地域ぐるみできめ細かな支援を行い、虐待、非行等の問題の発生、深刻化を予防します。ネットワークの調整機関は、子ども家庭支援センターです。



問い合わせ

子ども家庭支援センター地域連携担当 ☎5962-7211

4月から新たに16の事務が都から区に移管されました

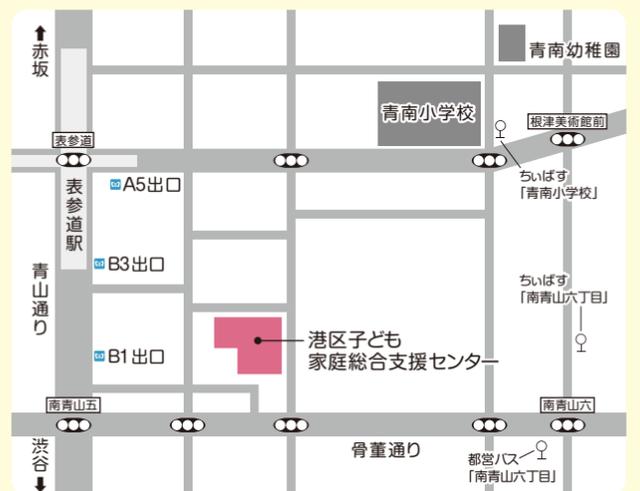
区が「児童相談所を設置する市」に政令指定されたことに伴い、これまで都が行っていた次の業務は区に移管されました。

事務名	事務内容
1 児童福祉審議会の設置に関する事務	児童、妊産婦および知的障害者の福祉に関する事項等の調査審議を行うこと
2 里親に関する事務	里親の認定等を行うこと
3 児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督および研修を行うこと
4 指定療育機関に関する事務	結核罹患児童の医療に係る療育の給付等を行うこと
5 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給等を行うこと
6 障害児入所給付費の支給等に関する事務	入所給付費等の支給等を行うこと
7 児童自立生活援助事業に関する事務	事業の届け出の受け付け等を行うこと
8 児童福祉施設に関する事務	施設の設置認可等を行うこと
9 認可外保育施設に関する事務	施設の指導監督等を行うこと
10 小規模住居型養育事業に関する事務	事業の届け出の受け付け等を行うこと
11 障害児通所支援事業に関する事務	事業の届け出の受け付け等を行うこと
12 一時預かり事業・病児保育事業に関する事務	事業の届け出の受け付け等を行うこと
13 障害福祉サービス等情報公表に関する事務	指定障害児通所支援事業所等の情報公表を行うこと
14 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の許可等を行うこと
15 特別児童扶養手当に係る判定事務	手当を申請する際に必要な証明書を発行するための判定を行うこと
16 愛の手帳に係る判定事務	手帳の交付に係る判定を行うこと

問い合わせ

子ども家庭課子ども・子育て支援係 ☎3578-2442

● アクセス



〒107-0062 南青山5-7-11

地下鉄 東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線
表参道駅 B3出口 徒歩3分

バス 都営バス 渋88 「南青山六丁目」下車4分
ちいばす 青山ルート 「南青山六丁目」下車5分
ちいばす 青山ルート 「南青山小学校」下車6分